

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学大学運営会議設置規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第4号

(趣旨)

**第1条** 公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則(令和3年沖芸大規則第3号)第20条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学(以下「大学」という。)の運営に関する事項を協議するため、公立大学法人沖縄県立芸術大学運営会議(以下「大学運営会議」という。)を置く。

(構成員)

**第2条** 大学運営会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 附属図書・芸術資料館長
- (6) 芸術文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が必要と認める者

(招集)

**第3条** 大学運営会議は、学長が招集する。

(会議)

**第4条** 大学運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、大学運営会議を主宰する。
- 3 大学運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を聞き、協議することができない。
- 4 大学運営会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

**第5条** 議長が必要と認めるときは、大学運営会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

**第6条** 大学運営会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 部局等(学部、事務局、附属図書・芸術資料館及び芸術文化研究所をいう。)の運営の連絡調整に関すること。
- (2) 経営審議会及び教育研究審議会その他重要会議の原案作成に関すること。
- (3) その他大学の運営に関する必要な事項に関すること。

(議事録)

**第7条** 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

**第8条** 大学運営会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、大学運営会議の運営等に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て学長が別に定める。

**附 則** (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。